

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議事録（令和5年度第2回）

日時 令和5年7月25日（火）
午後2時から午後3時30分まで
会場 愛知県庁本庁舎 正庁

開会 高等学校教育課主査
教育委員会挨拶 愛知県教育委員会教育長
議長挨拶
副議長挨拶

議長 諮問事項である「長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について」の専門員会としての「まとめ」を、専門員会の議長である飯島委員から報告してほしい。

飯島委員 専門員会に付託された事項について、「Ⅱ 専門員会の経過と協議の概要」に書かれている日程で、2回にわたり慎重に協議を行い、まとめを得たので、資料に基づいて報告する。
本協議会議からの付託事項は、次のとおりである。

I 付託事項（令和5年5月31日 協議会議より付託）
長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

II 専門員会の経過と協議の概要
第1回 令和5年6月15日（木）
第2回 令和5年6月30日（金）
2回の専門員会を開催し、慎重な協議を行った結果、「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会まとめ」のとおり結論を得た。

次に、専門員会での協議経過を報告した後、まとめの内容を読み上げながら、補足説明を行う。

まず、専門員会での協議経過の概要である。

第1回の専門員会では、長期欠席者等にかかる選抜方法、いわゆる長欠選抜について諮問に至った経緯と、制度についての説明を事務局から受けたのち、協議を行った。

協議のはじめに、高等学校の立場の専門員から、長欠選抜や全日制単位制選抜の状況、中学生の時に欠席が多かった生徒の高等学校入学後の状況についての説明があった。

その中で、高等学校への入学を機に、学校生活に前向きに取り組んでいる生徒の様子が紹介された。また、入学者選抜における受検上の配慮だけではなく、入学後のサポートも必要であるという意見が出された。

次に専門員会への付託理由や親会議での意見を踏まえ、論点整理を行った。まず、生徒指導要録上出席扱いできる、自宅でICT等を活用した学習活動を行った日数を、長欠選抜の申請要件である欠席等の日数に含めるか、また、長欠選抜の申請者として過年度卒業生を対象とするか、という2点が論点として示された。

また、近年、不登校生徒が増加傾向にある中で、長欠選抜の申請者数は大きく増加しておらず、欠席等の日数に関する基準を見直し、緩和してはどうかという意見が出された。

そこで、今回の論点は、ICT等を活用した学習活動の日数を長欠選抜の申請要件である欠席等の日数に含めるか、また、過年度卒業生を対象に加えるか、さらに、申請要件の「中学校第3学年における出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準を緩和するかどうかの3点とした。

なお、長欠選抜の適用を受ける受検者については、全日制課程の一般選抜において面接を実施しない高等学校でも個人面接を実施したほうがよいという意見も出された。しかし、事務局から、面接を実施しない高等学校では、他の受検者の面接結果がないにもかかわらず、長欠選抜の適用者のみ個人面接を実施すると、選抜資料に差が生じること、また、長欠選抜を申請する者は必ず自己申告書Aを提出するため、受検者が自分の思いを高等学校に伝える手段があることが説明された。そのため、全日制課程一般選抜で面接を実施しない高等学校での個人面接の実施については、協議の対象としないこととした。

一つ目の論点であるICT等を活用した学習活動の日数を長欠選抜における欠席等の日数に含めるかどうかは、入学者選抜制度の変更というよりも、運用面での変更であり、自己申告書Aを提出することができる欠席等の日数について、生徒指導要録上出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり指導を受けたりした日数を欠席等の日数に含めることは、過去に本協議会議では協議されていないとのことであった。そのため、自宅でICT等を活用した学習活動の日数を含めることについては、今回も本協議会議の協議対象とはせず、欠席等の日数に含める方向性について了承し、事務局に運用ルールの変更を委ねることとして専門員の了承が得られた。

過年度卒業生を対象に加えるか、また、申請要件である「中学

校第3学年における出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準を緩和するかという2点については、第2回の専門員会で引き続き協議することとした。

第2回の専門員会では、まず、長欠選抜の対象に過年度卒業生を加えるかどうかについて協議した。

最初に、事務局から、他の都道府県における長欠選抜の状況について説明を受けた。また、平成25年度の本協議会議で過年度卒業生を対象としなかったこと経緯について説明があった。その上で、過去の欠席が原因で希望する高校を受検できなくなることを避けるためには、過年度卒業生も長欠選抜の対象とする方がよいという意見が出され、また、過年度卒業生でも中学校の在籍時の状況を把握することは可能であるという意見が中学校の立場の専門員から出された。協議の結果、過年度卒業生も長欠選抜の対象とすることで合意に至った。

続いて、長欠選抜の申請要件である「出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準を緩和するかどうかについて協議した。中学校の立場の専門員からは、この基準の緩和を求める意見が出された。また、欠席等の日数の基準を緩和するには、頑張って毎日中学校に通っている生徒やその保護者が納得できるようにする必要があるという意見や、年間30日以上欠席であれば自己申告書Aを出せるので、選抜上大きな配慮がなされる長欠選抜では、「出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準が適切であるという意見などが出された。協議の結果、「出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準は現行のとおりとすることで合意に至った。

以上が、2回の専門員会における協議の概要である。

次に、「専門員会のまとめ」の内容について、実際に交わされた意見や協議の様子などを補足しながら、項目ごとに詳しく説明する。

令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

長期欠席者等にかかる選抜方法については次のとおりとする。

- 1 この選抜方法の適用を申請することのできる者に「過年度卒業生」を加える。

- 2 その他の事項は、現行のとおりとする。
- 3 実施時期は、令和6年度入学者選抜からとする。

はじめに、「1」の項目について、補足する。

今回の協議を始めるに当たり、事務局から平成25年度の本協議会議では、過年度卒業生については欠席理由が「やむを得ない事情」であるかを判断することが難しいため、長欠選抜の対象から外されたこと、また、制度の導入後しばらく動向を見極めて改めて検討すべきであるという意見があったことが報告された。

今回、改めて過年度卒業生について協議することになったが、卒業後5年以上が経過した過年度卒業生は、生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存年限が過ぎており、もともと各教科の評定（いわゆる内申点）が記載される「学習の記録」の欄は空欄のまま調査書が提出される。そのため、調査書に評定が記載される卒業後5年以内の過年度卒業生について検討することにした。

過年度卒業生が、中学校を卒業した後に高校入試を受けようと考えたとき、長期欠席によって中学校時代の評定が低いために希望する高等学校への受検をあきらめるということは避ける必要がある。そうした受検者が長欠選抜の制度を活用する際、欠席理由の「やむを得ない事情」や保健室登校等の日数をどのように確認して判断するかが課題となるが、中学校の立場の複数の専門員によると、中学校では、担任、学年主任、進路指導主事などが組織的に情報を共有しているため、卒業後5年程度であれば在籍時の状況を把握することは可能であるとのことであった。高校の立場の専門員からは、それであれば、長欠選抜を適用することに問題はないとの意見が出され、協議の結果、長欠選抜を申請できる者に「過年度卒業生」を加えることで合意に至った。

次に、「2」の項目について、補足する。

過年度卒業生を対象に加えること以外は、現行のとおりとする結論に至ったが、「出席すべき日数の半分以上」という欠席等の日数の基準についての協議を行った。中学校の立場の専門員からは、中学校にはこの基準の緩和を求める声はあるが、具体的に何日とすることが適切であるかを定めることは難しいという意見が出された。

そこで、文部科学省が不登校生徒に関して、特に重大な不登校の日数として「年間90日以上」という基準で調査をしていることを踏まえ、90日とすることについて各専門員の意見を聞いた。各専門員からは、90日は出席すべき日数の概ね半数であり、現行の「半分以上」という基準は適切であると考えられること、また、

「90日」という具体的な日数を示した場合、新型コロナウイルスなどによる臨時休校が行われて年間の授業日数が減った場合などは、かえって厳しい条件となってしまうため、現行の「半分以上」のままの方が適切ではないか、という意見が出された。また、令和3年度における愛知県の中学3年生のうち、90日以上欠席した生徒数は約2,000人であったが、長欠選抜の申請者数は約200人であった。すなわち、実際に申請したのは、申請できる生徒の1割程度であり、日数の基準が申請の妨げになっているわけではないと判断されることから、「出席すべき日数の半分以上の欠席等の日数」という基準については、現行のとおりとすることで合意に至った。

最後に、「3」の項目について、補足する。

この数年、中学校において不登校生徒が増加傾向にあることを踏まえ、過年度卒業生を対象に加える変更は速やかに実施することが望ましいと考え、次の令和6年度入学者選抜から適用することで合意した。

専門員会からの報告は、以上である。

議長

質問はあるか。

加藤(聡)委員

前回の本協議会議で、過年度卒業生を長欠選抜の対象とすることについては、欠席の理由について確認することが難しく、中学校の負担となることが心配であると発言したが、専門員会で慎重に協議がなされたことを理解した。実務的に可能であれば、過年度卒業生を長欠選抜の対象とするという方向でよい。

ただし、中学校生徒指導要録の指導に関する記録の保存年限は5年であり、実質的に卒業後5年までの卒業生が対象となると思われるが、専門員会のまとめでは、「過年度卒業生」となっている。「5年以内の」ということはあえて明示しないということか。

飯島委員

文言としては、「過年度卒業生」としたが、事務局から補足説明をお願いしたい。

高等学校教育課担当課長

中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存年限は5年であるが、そのことを理由に卒業後5年を経過した者は長欠選抜の対象としないことは、一般の理解が得られないと考えており、専門員会議長の飯島委員と相談のうえ、あえて「5年以内の」という文言は入れないこととしたものである。

加藤(聡)委員

卒業後5年以上経過した卒業生が長欠選抜を申請したいと中学

校に申し出たら、どうなるか。

高等学校教育課担当課長

中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存年限から、調査書の学習の記録に記載される各教科の評定は、卒業後5年を経過すると記載できなくなるため、長期欠席によって評定が低いことが選抜上不利に働くこともなくなる。そこで、面接についてのみ、個人面接を適応する配慮を行うことになると考えている。

飯島委員

長期欠席者であったかどうかに関わらず、卒業後5年を経過した者については、そもそも中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」がないため、調査書の「学習の記録」には評定が記載されずに高等学校に提出され、各教科の評定がない中で選抜が行われることになる。

小島委員

卒業後5年を経過した者が、今回のまとめを読んで、自分が対象かどうかわからなくなることはないか。

高等学校教育課長

卒業後の年数は条件に含めず、過年度卒業生全員を対象とすることとしたい。調査書の記載内容については、中学校生徒指導要録の指導に関する記録の保存年限が5年間であるため、卒業後5年を経過した者は、各教科の評定の記載がない中で選抜を行うことになる。この点については、長欠選抜の申請をする、しないで差は生じないが、面接については、集団面接ではなく個人面接を実施するという配慮が可能となることから、卒業後5年以内に限定する必要はないと考えている。

土屋議長

5年という生徒指導要録の保存年限があり、卒業後5年を経過した者については、調査書に評定が記載されないために、その受検生が長欠選抜の申請を行う、行わないにかかわらず、調査書の評定の部分に関しては、本人にとって不利な取り扱いとなることはないという理解でよいか。

高等学校教育課長

そうである。

高橋委員

中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存年限が過ぎているということは、調査書の評定だけではなく、出欠の記録もないということになる。出席簿等の保存年限も5年間であるため、専門員会では、卒業後5年以内の者を想定して協議した。そのため、卒業後5年を経過した者が長欠選抜の申請を希望した場合に、欠席等の日数をどのように確認するかという課題は残っている。

小島委員 専門員会では、卒業後5年以内の過年度卒業生についてのみ協議したと認識している。

高等学校教育課担当課長 専門員会では、卒業後5年を経過した者については、中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」が保存されていないため、保存年限内にあり、調査書に中学校3年時の評定が記載される卒業後5年以内の者に対して、卒業見込者と同様の配慮ができないかという観点で協議を行っていただいた。しかし、それによって卒業後5年を経過した者の長欠選抜の申請は受け付けないということは難しいのではないかと考えている。

小林委員 『入学者選抜実施要項』の記載を見ると、長欠選抜の適用を申請できる者として、「(イ)やむを得ない事情により、第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者」とある。やむを得ない事情については、卒業後5年以内であれば中学校に負担をかけずに判断できるというのが先程の説明であり、卒業後5年を経過した者については説明がなかった。卒業後5年以内の者についてはやむを得ない事情で欠席したかを中学校が判断し、卒業後5年を経過した者が申請を希望する場合の運用については、別途、県教育委員会から中学校と高等学校に示されるということによいか。

土屋議長 卒業後5年を経過した者が長欠選抜の申請を希望する場合は、その都度、県教育委員会が対応すればよいのではないかという意見か。

小林委員 卒業後5年を経過した者が長欠選抜の申請を希望する場合の運用方法を、中学校と高等学校に示してもらえれば、学校で対応するということである。

高等学校教育課担当課長 中学校生徒指導要録の「指導に関する記録」がなく、欠席日数等の確認ができない卒業後5年を経過した者については、事務局で対応する方向で進めたい。

土屋議長 ここまでの協議は、中学校生徒指導要録における「指導に関する記録」の保存年限が5年であることから、専門員会では卒業後5年以内の者に適用範囲を広げることを協議の対象としたが、卒業後5年を経過した者についても長欠選抜の申請を受け付けるという理解によいか。

- 鈴木(欽)委員 卒業後5年を経過した者が長欠選抜を申請することは、実際は少ないと考えられるが、長欠選抜を申請したいという希望があれば、受け付ける体制を作っておくべきである。長欠選抜を適用することで救われるということがあれば、何らかの方法を構築しておく方がよい。
- 加藤(聡)委員 間口を広げることについては、賛成である。運用面で対応してもらえばよい。
- 飯島委員 『入学者選抜実施要項』には、卒業後5年を経過したら調査書の提出を不要とする旨の記述はなく、記録が残っていない欄については空欄で提出され、選抜に際して高等学校が適切に対応している。長欠選抜についても同様であり、卒業後5年を経過した者も長欠選抜に申請できるとした方が筋が通ると思う。
- 土屋議長 専門員会のまとめでは、5年という卒業後の年数に言及していないが、『入学者選抜実施要項』には、生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存期間が過ぎた者については、その記録の内容がないままで選抜を行うこととなっており、長欠選抜においても卒業後の年数であえて区別する必要はない。ただし、例外的なケースについては事務局において適切な対応方法を検討するという前提で「卒業後5年以内」に限らないこととして、過年度卒業生にも長欠選抜の対象を広げるということではいかかが。
- 小島委員 卒業後5年を経過した者に対しても長欠選抜を適用することに反対するわけではない。しかし、長欠選抜の申請要件には、「やむを得ない事情により第3学年の欠席等の日数が出席すべき日数の半分以上の欠席になった者」という『入学者選抜実施要項』の文言があるので、卒業後5年を経過した者については、生徒指導要録の「指導に関する記録」が残っていない中で、欠席日数が出席しなければならない日数の半分以上であったことを確認しなければならない。そのような場合の対応については、今後、事務局から学校に示されると理解してよいか。
- 高等学校教育課担当課長 そのように願います。
- 土屋議長 卒業後5年を経過した者が長欠選抜の申請を希望した場合の取り扱いについては、後日、事務局が学校に対して具体的な運用方法を示すこととし、専門員会のまとめの「1」における「過年度

土屋議長

これで本日の協議を終了する。熱心な協議に感謝する。

閉会の挨拶
開会

愛知県教育委員会教育長
高等学校教育課主査